

(証券コード 5481)
2019 年 2 月13日

株 主 各 位

姫路市飾磨区中島字一文字 3007 番地

山陽特殊製鋼株式会社

代表取締役社長 樋 口 眞 哉

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2019年 2 月 27日（水曜日）午後 5 時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年 2 月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前 9 時）

2. 場 所 姫路市飾磨区中島字一文字3007番地 当社講堂

3. 目的事項

決議事項

議 案 新日鐵住金株式会社を引受先とする第三者割当増資に係る募集株式引受契約承認の件

以 上

議決権行使方法についてご案内

株主総会へのご出席

株主総会開催日時

2019年2月28日（木曜日）午前10時
〈受付は午前9時に開始いたします〉

同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。



書面（郵送）による議決権行使

行使期限

2019年2月27日（水曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

行使期限

2019年2月27日（水曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://www.web54.net>

▶インターネット等による議決権行使の詳細につきましては次頁をご参照ください。



インターネットによる開示について

- 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当社ウェブサイト】 <http://www.sanyo-steel.co.jp/>】

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点



インターネット等による議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによってのみ可能です。ご利用に際しては、次の事項をご確認ください。

議決権行使のお取扱いについて

1. 書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
2. インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
2. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
3. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは本総会に限り有効です。

お問合せ先

議決権行使に関するパソコン等の操作方法について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【TEL】0120(652)031（受付時間 9:00～21:00）

その他のご照会について

1. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問合せください。
2. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【TEL】0120(782)031（受付時間 9:00～17:00土日休日を除く）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

① 議決権行使専用サイトへアクセス

…ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！…

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。

①

① 「次へすすむ」をクリック

② ログインする

…ログイン…

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載してあります。
（電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております）

②
③

議決権行使書用紙に記載された ②「議決権行使コード」を入力し、③「ログイン」をクリック

③ パスワードを入力

…パスワード認証…

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

④
⑤

議決権行使書用紙に記載された ④「パスワード」を入力し、⑤「次へ」をクリック

④以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 新日鐵住金株式会社を引受先とする第三者割当増資に係る募集株式引受契約承認の件

当社は、2018年 8 月 2 日開催の取締役会において、新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といいます。）を引受人として、第三者割当の方法により発行される株式の募集を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議し、当社と新日鐵住金は、同日付で新日鐵住金による当社の子会社化等に関する契約（以下「本子会社化等に関する契約」といいます。）を締結いたしました。両社は、本子会社化等に関する契約に基づき、2019年 3 月28日に、以下の取引を実施する予定です。

- ①本第三者割当増資。これにより、新日鐵住金の当社に対する議決権所有割合が、本第三者割当増資前の15.3%から51.5%（2018年 3 月31日現在の当社の株主名簿を基準に算出しており、また、新日鐵住金の連結子会社による間接所有分を含みます。）となり、その結果、当社は新日鐵住金の連結子会社となります（新日鐵住金による当社の子会社化を「本子会社化」といいます。）。
- ②新日鐵住金から当社に対する Ovako AB 社（所在地：Kungsträdgårdsgatan 10, Stockholm, Sweden、代表者：Marcus Hedblom。以下「Ovako」といいます。）の完全親会社である Triako Holdco AB（所在地：c/o Ovako AB, Box 1721,111 87 Stockholm, Sweden）の発行済株式（以下「Ovako 株式」といいます。）の全部の譲渡（以下「本株式譲渡」といい、本子会社化と併せて「本子会社化等」といいます。）

本議案は、本第三者割当増資による希薄化率が71.8%（小数点以下第二位を四捨五入）であり、支配株主の異動を伴うものであることから、東京証券取引所が規定する有価証券上場規程第432条に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするとともに、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第206条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当することを受け、同条第 4 項及び第 5 項に基づき、本第三者割当増資に係る募集株式引受契約（以下「本募集株式引受契約」といいます。）につき、ご承認をお願いするものです。なお、会社法第206条の 2 第 4 項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の 1 以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しております。当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知はございませんが、本募集株式引受契約について株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断し、本株主総会の議案として上程しております。本第三者割当増資の内容、本第三者割当増資を行う目的その他の本議案に関する事項は以下のとおりです。

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2018年12月 1 日から2019年11月30日まで（注 1）
(2) 発行新株式数	普通株式24,012,500株
(3) 発行価額	1 株につき2,800円（以下「本払込金額」といいます。）
(4) 調達資金の額	67,235,000,000円
(5) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （新日鐵住金 24,012,500株）
(6) その他	本第三者割当増資については、金融商品取引法に基づき提出する有価証券届出書の効力が発生していること、本子会社化について国内外の競争当局の承認が得られること（注 2）、及び本株主総会での承認が得られること等を条件としております。当該有価証券届出書の効力発生後、当社と新日鐵住金は本募集株式引受契約を締結し、新日鐵住金が募集株式を引き受けます。

（注 1）本第三者割当増資の払込期日は、2019年 3 月28日を予定しております。

（注 2）本子会社化についての国内外の競争当局の承認は、いずれも既に得ております。

2. 募集の目的及び理由

（1）本子会社化等の目的等

ア 特殊鋼事業を取り巻く環境

世界の鉄鋼マーケットは、長期的には需要の着実な増加が見込まれる一方、日本国内の人口減少、世界的な保護主義化の動き、お客様のグローバル展開に伴う現地調達化の進展、自動車の車体軽量化・高強度化ニーズの高まり、EVなどの新エネルギー車の普及、再生可能エネルギーの利用拡大、製造業・サービス業におけるロボット活用など、社会・産業構造の変化に直面しております。

このような中、新日鐵住金及び当社が手がける特殊鋼製品は、自動車・産業機械・風力発電・ロボット等の様々な産業における重要部品の素材として使用されており、今後も堅調な需要の伸びが期待されるとともに、高品質な特殊鋼製品のニーズはより一層高まっていくものと考えられます。一方、特殊鋼マーケットにおける国内外の競争は激化しており、技術力・商品開発力・コスト競争力を強化し、国内外の競合者に対する優位性を強化・拡大することが、両社の特殊鋼事業にとって必要であると認識しております。

イ 両社のこれまでの取組み

新日鐵住金は、新日本製鐵株式会社（1950年設立）と住友金属工業株式会社（1949年設立）との経営統合により2012年10月に発足いたしました。発足以降、「総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー」を目指し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程の投資、グループ会社統合再編等により、統合効果を着実に発揮してきました。とりわけ特殊鋼事業については、品質対応力と生産能力の一層の向上を目的に、2019年度に八幡製鐵所において棒線製品向け最新鋭連続鋳造設備の立上げを予定するほか、2018年 3 月

に策定・公表した「2020年中期経営計画」の「グローバル事業展開の強化・拡大」に係る施策として、2018年6月には、欧州向けを中心に特殊鋼製品を製造・販売し、軸受鋼等で世界トップレベルの高清浄度鋼製造技術と同地域最大規模の生産能力を有するOvakoを完全子会社としました。新日鐵住金は、Ovakoの完全子会社化により、特殊鋼事業における技術力・商品開発力を一層強化するとともに、欧州における製造・販売拠点を拡充しております。

一方、当社は、1935年の設立で、「社会からの信頼」、「お客様からの信頼」、「人と人との信頼」の確立を目指す「信頼の経営」を経営理念とし、この経営理念のもと、開発・品質・安定供給等、全ての面にわたって市場から高い信頼を獲得する「高信頼性鋼」の提供を通じて社会の更なる発展に貢献することを使命として、日本国内有数の特殊鋼メーカーとして成長を続けてまいりました。また、当社は、2017年4月に第10次中期経営計画「Sanyo Global Action 2019」を公表し、「事業基盤の強化を通じた盤石な企業体質の確立」、「研究開発・品質競争力の強化による技術先進性の更なる追求」及び「「高信頼性鋼の山陽」のグローバルブランド化の推進」を掲げて、持続的な成長の追求に取り組んでおり、2018年7月に公表した「極超高清浄度鋼製造プロセス（SURP：Sanyo Ultra Refining Process）」の開発など、軸受鋼をコアとする品質競争力の強化に向け、着実な成果を上げております。

両社は、2006年2月に、鉄鋼需要の変動や国際的な競争激化へ対応するため、生産受委託等の提携施策のメリットを相互に享受することを狙いとし、業務提携を実施することに合意しました。また、当該合意に基づき、新日鐵住金は、同年6月に当社の株式を追加取得し、当社を持分法適用関連会社としました。両社は、当該業務提携関係のもと、鋼材、原料、資材などの売買取引等を通じて相互の競争力強化を図りながら事業を展開してまいりました。

ウ 両社が目指す姿

このような中、両社は、自動車分野をはじめとした国内外のお客様のグローバル化の進展及び高品質な特殊鋼製品のニーズに応え、それぞれの特殊鋼事業の中長期的な競争力強化を実現するためには、Ovakoを含めた3社の事業基盤と技術力・商品開発力・コスト競争力を融合することにより、グローバル事業展開に向けた体制整備と高品質な特殊鋼製品への対応力強化を進めることが必要であると考え、その具体的な方法として、当社を新日鐵住金の連結子会社とすること、及び新日鐵住金の完全子会社であるOvakoを当社の完全子会社とすることを決定いたしました。

これにより、新日鐵住金は、当社をグループに加えることで、特殊鋼事業における国内主要製造拠点である八幡製鐵所、室蘭製鐵所等を含めた特殊鋼分野全体での最適生産体制の構築や資機材等の調達コスト削減を進め、新日鐵住金グループの強みである技術力・コスト競争力を一層高めてまいります。

また、当社は、新日鐵住金グループの一員となることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのより安定した経営基盤を構築するとともに、欧州における有数の特殊鋼メーカーであるOvakoとの一体的な事業運営が可能となり、両社の強みである世界トップレベルの高清浄度鋼製造技術の融合、営業・販売・物流ネットワークの相互活用等を通じて、グローバルマーケットにおける特殊鋼製品とりわけ軸受鋼分野での更なる競争力強化を図ってまいります。

新日鐵住金及び当社は、本子会社化等の実現により、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして「総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー」の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

エ 期待される相乗効果等

本子会社化等により、新日鐵住金、当社及びOvakoの3社間で、以下のような相乗効果の創出が可能になると考えております。これにより、当社としては年間50億円以上の効果の発現を目指し、また、当該効果を含め、新日鐵住金グループとしては年間100億円程度の効果の発現を目指してまいります。今後、具体化、実現に向けた検討を深めることといたします。

<相乗効果例>

①グループ全体での効率的な生産の追求

- ・地域別最適生産体制の構築、操業ノウハウの共有による高効率・安定生産
- ・海外生産拠点の強化・物流網の相互活用

②お客様への対応力強化

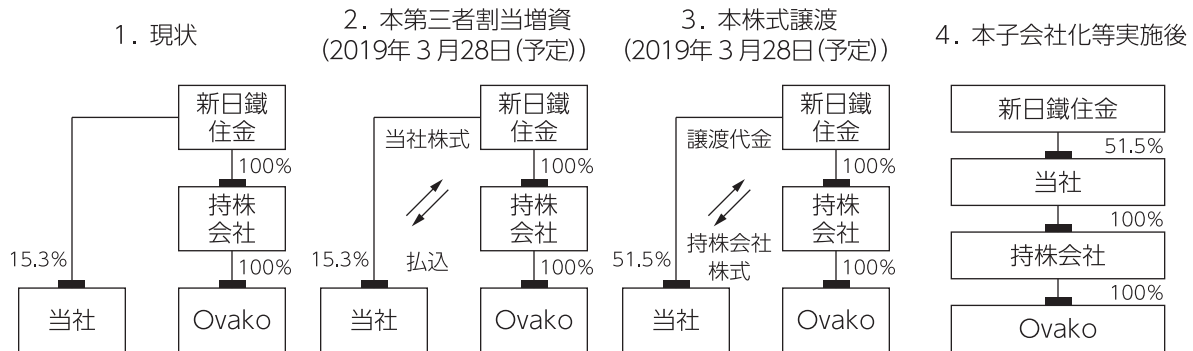
- ・3社各社の営業・販売ネットワークの相互活用
- ・共同研究・開発による提案力強化

③資機材等の調達コスト削減

- ・原料輸送の効率化、副原料・燃料等の調達最適化
- ・共通する資機材の集中購買等による合理化

なお、新日鐵住金の連結決算には当社の業績が、また、当社の連結決算にはOvakoの業績が、それぞれ反映されることとなります。

オ 本子会社化等に関するストラクチャー図（注）



（注）ストラクチャー図に記載の割合（%）は連結ベースでの議決権所有割合を表しております。

カ 本子会社化等に関する契約の内容

新日鐵住金及び当社は、2018年8月2日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要は以下のとおりです。

① 本子会社化等に関する契約の目的と概要

新日鐵住金及び当社は、自動車分野をはじめとする国内外の顧客のグローバル化の進展及び高品質な特殊鋼製品のニーズに応え、それぞれの特殊鋼事業の中長期的な競争力強化を実現することを目的として、本第三者割当増資及び本株式譲渡を行うことに合意する。

② 本第三者割当増資の内容

当社は、本子会社化等に関する契約締結日（2018年8月2日）に開催する取締役会において、以下の募集事項に従い、新日鐵住金を引受人とし、当社の株式24,012,500株（以下「本募集株式」という。）を発行する旨を決定する。新日鐵住金は、本第三者割当増資にかかる払込みを行う日（以下「本払込日」という。）において、(a) 本募集株式の発行のために当社において会社法、金融商品取引法その他の法令等で必要とされる一切の手續の全部が適法かつ有効に履践されていること、(b) 公正取引委員会が、本第三者割当増資について、新日鐵住金に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第50条第1項に基づく通知をしない旨の通知をしていること、(c) 両者が合意した日本以外の法域における競争法に基づき本取引について必要となる、外国競争法当局への届出又は待機期間の満了若しくは早期終了、これらによる承認その他の手續が完了していること等の所定の条件が充足される場合、本募集株式について払込みを行う。

(1) 募集株式の数	24,012,500株
(2) 払込金額	1株につき金2,800円
(3) 払込期間	2018年12月1日から2019年11月30日まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	(i) 資本金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額（但し、千円未満は切り上げる。） (ii) 資本準備金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から(i)の資本金の増加額を控除した額
(5) その他	(i) 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとする。 (ii) 新日鐵住金による払込みが、本契約締結日以後に開催される本株主総会における権利行使の基準日後かつ当該株主総会の開催日前になされた場合、新日鐵住金は、当該株主総会において、新日鐵住金の払込みにより発行された新株に係る議決権を行使することができるものとする。

③ 本株式譲渡の内容

当社は、本第三者割当増資が実施されることを条件として、新日鐵住金が保有するOvako株式の全部について、新日鐵住金より譲り受ける。

(2) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資は当社によるOvako株式の全部の取得のための資金調達を目的とするものですが、併せて、本第三者割当増資を通じて新日鐵住金の連結子会社となることで、当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのより安定した経営基盤を構築することが可能となります。また、当社は、現在の中期経営計画に基づく大規模設備投資等を控えていることから、現在の良好な財務健全性を維持したいと考えております。これらの事情を勘案した結果、両社は、金融機関からの借入れ又は公募増資若しくは株主割当増資といった他の資金調達の方法やこれらの方法との組合せと比較して、本第三者割当増資による資金調達が適当な方法であると考えております。

なお、本第三者割当増資を行うことにより発生する株式の希薄化及び既存株主に対する影響については、後記「5. 発行条件等の合理性」の「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりです。

(3) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の見解

本第三者割当増資が行われた場合、割当予定先である新日鐵住金及びその連結子会社が有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の51.5%（2018年3月31日現在の当社の株主名簿を基準に算出しております。また、小数点以下第二位を四捨五入して記載しております。）を占めることとなり、新日鐵住金は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

この点、2018年8月2日開催の取締役会において、当社の監査役2名は、①本第三者割当増資により取得した資金を用いて、欧州向けを中心に特殊鋼を製造・販売し、同地域最大規模の生産能力を有するOvakoを当社の完全子会社とすること、及び当該増資の実施を通じて新日鐵住金の連結子会社となることは、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築し、中長期的な企業価値向上及び株主価値の向上を実現する観点から合理的であること、②本第三者割当増資は当社によるOvako株式の全部の取得のための資金調達を目的とするものであるが、当社としては、中期経営計画に基づく大規模設備投資等が控える中、現在の良好な財務健全性を維持したいと考えており、金融機関からの借入れ等、他の資金調達の方法と比較して、本第三者割当増資による資金調達が適当な方法であると認められること、③本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、正当かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しないこと、④本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じるものの、当該希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながると認められること、本第三者割当増資による希薄化率が71.8%（小数点以下第二位を四捨五入）であること及び支配株主の異動を伴うものであることを受け、本株主総会において、東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に基づき本第三者割当増資に関する株主意思の確認及び新日鐵住金が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第206条の2第4項に基づき本第三者割当増資に係る本募集株式引受契約の承認に係る議案の上程を行う予定であるとともに、本第三者委員会（後記「8. 企業行動規範上の手続きに関する事項」にて定義いたします。）に対して本第三者割当増資に関して意見を求め、その目的及び手続等の公正性及び妥当性が認められるとの意見を入手していること、⑤その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する新日鐵住金に対する募集株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。なお、当社監査役のうち、割当予定先である新日鐵住金に常務執行役員として在籍している福田和久氏は、本第三者割当増資に関する当社取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	67,235,000,000円
② 発行諸費用の概算額(注)	237,000,000円
③ 差引手取概算額	66,998,000,000円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用等を予定しています。

(2) 調達する資金の具体的な使途

調達する資金の額につきましては、Ovako株式の全部の取得のための費用に全額充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
Ovako株式の全部取得のための費用	67,235	2019年3月28日

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資が実施された場合には、その資金はOvako株式の全部の取得に充当されることから、欧州における有数の特殊鋼メーカーであるOvakoとの一体的な事業運営を通じて、当社グループのグローバル化及び競争力の一層の向上に資するものであると当社は判断しております。したがって、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 本払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本払込金額については、割当先との協議・交渉の結果、東京証券取引所における取締役会決議日である2018年8月2日の直前営業日(2018年8月1日)までの過去1ヶ月間(2018年7月2日から2018年8月1日まで)の終値単純平均値である2,800円といたしました。

1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用いたしましたのは、まず、一定期間の平均株価という平準化された値が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高いと考えたとともに、直前3ヶ月及び直前6ヶ月の期間と比較して、直近の時価に最も近い一定期間を採用することがより合理的であると判断したためです。

本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本第三者割当増資に係る取締役会決議日である2018年8月2日の直前営業日(2018年8月1日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,924円に対して4.2%(小数点以下第二位を四捨五入。本項において以下同じです。)のディスカウント、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,780円に対して0.7%のプレミアム、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,673円に対して4.8%のプレミアムとなっており、いずれの期間においても、割当予定先である新日鐵住金にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本第三者割当増資にかかる取締役会に出席した当社監査役 2 名（うち、社外監査役 1 名）から、本払込金額の算定根拠には合理性があり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。なお、当社監査役のうち、割当予定先である新日鐵住金に常務執行役員として在籍している福田和久氏は、上記の当社取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、新日鐵住金に対して割り当てる当社普通株式の数量24,012,500株は、2018年 3 月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数33,424,807株に対して71.8%（議決権総数320,971個に対する割合74.8%）（小数点以下第二位を四捨五入）に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社としては、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により取得した資金を用いて、欧州における有数の特殊鋼メーカーであるOvakoを当社の完全子会社とすること及び当該増資の実施を通じて、新日鐵住金の連結子会社となることは、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築し、中長期的な企業価値の向上を実現する観点から、必要不可欠であると考えており、また、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えております。したがって、本第三者割当増資に伴う一株当たり価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当増資に関し、後記「8. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本第三者委員会に対し、その目的及び手続等の公正性及び妥当性について意見を求めたところ、公平性及び妥当性を認めるとの意見が付されました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	新日鐵住金株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 進 藤 孝 生	
(4) 事 業 内 容	1. 製鉄事業(鉄鋼製品の製造・販売) 2. エンジニアリング事業 3. 化学事業 4. 新素材事業 5. システムソリューション事業	
(5) 資 本 金	4,195億円	
(6) 設 立 年 月 日	1950年 4 月 1 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	950,321,402株	
(8) 決 算 期	3 月31日	
(9) 従 業 員 数	93,557人 (単独25,101人)	
(10) 主 要 取 引 先	住友商事株式会社 日鉄住金物産株式会社 株式会社メタルワン	
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	
(12) 大株主及び持株比率 (注1)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.5%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.3%
	日本生命保険相互会社	2.8%
	住友商事株式会社	2.1%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1.9%
	株式会社みずほ銀行	1.8%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	1.7%
	株式会社三井住友銀行	1.7%
	明治安田生命保険相互会社	1.6%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1.6%

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	当社が所有している 割当予定先の株式数	577,159株 (2018年 3 月31日時点)
	割当予定先が保有し ている当社の株式数 (注 2)	4,905,481株 (2018年 3 月31日時点)
人 的 関 係	当社の監査役に割当予定先の常務執行役員 1 名が就任しております。	
取 引 関 係	当社と割当予定先との間で、2006年 2 月の業務提携の合意に基づき、鋼材の生産を相互に受委託しております。	
関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はございません。	

(14) 最近 3 年間の財政状態及び経営成績 (注 3)

決算期	2016年 3 月期	2017年 3 月期	2018年 3 月期
連 結 純 資 産	30,090	32,910	35,155
連 結 総 資 産	64,250	72,619	75,924
1 株当たり連結純資産(円)	3,074.28	3,340.21	3,563.8
連 結 売 上 高	49,074	46,328	56,686
連 結 営 業 利 益	1,677	1,142	1,823
連 結 経 常 利 益	2,009	1,745	2,975
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,454	1,309	1,950
1 株 当 た り 連結当期純利益 (円)	158.71	147.96	221.00
1 株当たり配当金(円)	18.0	45.0	70.0

(注 1) 2018年 3 月31日現在。発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する保有株式数の割合を記載しております。また、持株比率については小数点以下第二位を四捨五入して記載しております。

(注 2) 割当予定先が保有している当社の株式の数には、間接保有として割当予定先の連結子会社である日鉄住金物流株式会社（割当予定先の議決権所有割合：100.0%）及び日鉄住金テックスエンジニアリング株式会社（同：100.0%）が保有する株式も含まれます。

(注 3) 単位は億円。但し、特記しているものを除きます。

※割当予定先である新日鐵住金は、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、当社は新日鐵住金が東京証券取引所に提出した2018年12月26日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「Ⅳ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況」における、「当社は、『新日鐵住金グループ企業理念』において、信用・信頼を大切にするグループであり続けることを掲げるとともに、『新日鐵住金グループ企業行動規範』

において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固たる態度で臨むことを掲げ、『反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する規程』を定め、これに基づく社内体制を整えております。具体的には、当社内に統括部署及び統括責任者・渉外監理担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施するなどの啓発活動に努めております。」との記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、新日鐵住金及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）でないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

（２）割当予定先を選定した理由

前記「２．募集の目的及び理由」をご参照下さい。

（３）割当予定先の保有方針

当社は、新日鐵住金より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針である意向を口頭で確認しております。

なお、当社は新日鐵住金より、割当後２年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に報告する旨、また当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、新日鐵住金の直近の有価証券報告書（2018年３月期）に記載されている財務諸表により、新日鐵住金がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しております。

7. 第三者割当増資後の大株主及び持株比率

第三者割当増資前（2018年3月31日）		第三者割当増資後	
新日鐵住金株式会社	15.1%	新日鐵住金株式会社	51.3%
山陽特殊製鋼共栄会	6.9%	山陽特殊製鋼共栄会	4.0%
日本精工株式会社	4.6%	日本精工株式会社	2.7%
株式会社三井住友銀行	3.5%	株式会社三井住友銀行	2.0%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	2.8%	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1.6%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2.6%	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1.5%
株式会社みずほ銀行	2.3%	株式会社みずほ銀行	1.3%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	2.1%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	1.2%
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1.9%	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1.1%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.9%	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.1%

（注）持株比率は発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する比率を記載しております。また、小数点以下第二位を四捨五入して記載しております。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、希薄化率が71.8%（小数点以下第二位を四捨五入）であること、また、支配株主の異動を伴うものであることから、当社は、東京証券取引所が規定する有価証券上場規程第432条に定める当社及び当社の経営陣から独立した第三者からの意見入手又は株主意思確認手続きが必要となります。そのため、当社は、本株主総会において、本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行うこととしました。なお、前記のとおり、当社は、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当するため、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要となります（会社法第206条の2第4項）。当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知はございませんが、本募集株式引受契約について株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断し、本株主総会の議案として上程しております。

また、当社は、当社及び割当予定先である新日鐵住金と利害関係のない独立した者として、小原正敏氏（弁護士、きっかわ法律事務所パートナー）、松本久幸氏（公認会計士・税理士、株式会社Stand by C）及び当社社外取締役である小林敬氏を選定し（外部有識者の2名については、当社のリーガル・アドバイザーと協議のうえ、弁護士又は公認会計士・税理士としての同種の案件等における豊富な実績及び知見に基づく適切な意見を得ることができると考え、それぞれ起用いたしました。）、当該3名を構成員とする第三者委員会（委員長：小原正敏氏、以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第

三者割当増資に関して、その目的及び手続等の公正性及び妥当性について意見を求め、2018年8月1日付で、本第三者委員会から、本第三者割当増資については、目的及び手続等の公正性及び妥当性が認められるとの意見を入手しております。その意見の概要は、以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

当社は、本第三者割当増資を検討するに当たって、本第三者委員会に対し、①本子会社化が当社の企業価値の向上に資するか、②本子会社化が新日鐵住金を除く株主にとって不利益でないか、③本子会社化における交渉過程の手続の公正性及び対価の妥当性、④本子会社化に関し、その他、本第三者委員会が必要と認めた事項について諮問いたしました。その結果、本第三者委員会は、2018年8月1日付で、当社の取締役会に対し、大要以下の内容の答申書を提出しております。

① 本子会社化が当社の企業価値の向上に資するか

(a) 新日鐵住金の事業内容、事業規模、及びその財政状態等の客観的な事情を踏まえても、新日鐵住金の子会社となることによって、当社及び新日鐵住金の間で行われている生産委託取引の拡大、新日鐵住金との連携による共同調達・物流効率化、得意品種の生産集約等の相乗効果を期待することができ、ひいては、事業基盤の強化を通じた盤石な企業体質の確立、持続的な成長と中長期的な経営の安定性を図ることができるという点について、その合理性に特段の疑念を差し挟むべき事情は見当たらないことから、本子会社化は当社の企業価値の向上に資する面があると認めることができること、(b) 当社が想定している相乗効果は具体的で、かつ、その内容に特段不合理な点も認められず、当社及びOvakoの現状課題に対する有効かつ適切な施策とも評価できるものであり、さらには、当社において、現時点で予測している相乗効果を加算した具体的な事業計画を作成するなど、Ovakoを子会社化した後の実際の事業運営方針も検討していることなども踏まえると、Ovako株式を取得してOvakoを当社の完全子会社とすることは、当社の企業価値の向上に資する面があると認めることができること、及び(c) 一般論としても、新日鐵住金が当社及びOvakoの双方を子会社とする手法の場合、新日鐵住金による意思決定を経て具体的な施策の立案・実行を行う必要があるところ、新日鐵住金とOvakoの関係よりも当社とOvakoとの関係の方が事業分野の類似性がより高いこと、新日鐵住金が上場企業であって意思決定に相応の手続・期間を要することなどを勘案すれば、当社とOvakoによる機動的かつ一体的な事業運営による相乗効果の享受が困難になる場合も一般的に想定されることから、当社が新日鐵住金の子会社となるに当たり、本子会社化による調達資金をOvako株式の取得に充てることは、Ovakoの事業との相乗効果を享受するために合理的であり、当社の企業価値向上に資する面があると認めることができることから、本子会社化が、当社の企業価値の向上に資するとの当社の見解には合理性があるものと認められる。

したがって、本子会社化は、当社の企業価値の向上に資するものと認められる。

② 本子会社化が新日鐵住金を除く株主にとって不利益でないか

当社が新日鐵住金の子会社となることによる相乗効果、及び当社がOvakoを子会社とすることによる相乗効果等に照らし、本子会社化が当社の企業価値の向上に資すると認められることに加え、独立した第三者による法的助言、本第三者委員会の答申等を踏まえた上で当社が本子会社化を実施するなど、本子会社化における交渉過程の手続の公正性及び対価の妥当性について疑念を差し挟むような特段の事情は認められないことから、本子会社化は新日鐵住金を除く株主にとって不利益なものとは認められない。

したがって、本子会社化は、新日鐵住金を除く株主にとって不利益なものとは認められない。

- ③ 本子会社化における交渉過程の手續の公正性及び対価の妥当性
(a) 当社は、本子会社化における利益相反を抑制し、意思決定の恣意性を排除するための合理的な措置（手續）として、当社自身におけるプロジェクトチーム及び新日鐵住金と合同で開催する検討委員会等において具体的かつ実質的な検討・交渉等を行うとともに、手續全般及び取引条件等の公正性を担保すべく、独立した第三者である中央総合法律事務所を法務アドバイザーに選任して、本子会社化に関する法的問題について広範に助言を得て手續を進め、さらには、本子会社化にかかる手續的公正性をより一層明確にすべく、完全に独立した当事者で構成される本第三者委員会を設置して諮問事項に対する答申を取得することとしており、これらの事実を勘案すれば、本子会社化における交渉過程の手續の公正性は担保されているものと認められる。なお、当社は、有価証券上場規程第432条に照らし、本子会社化に係る株主総会決議による株主の意思確認手續を履踐する予定であって、かかる措置が実際に履踐された場合、本子会社化の公正性はより一層明確に担保されるものと思料する、(b) 本発行価格（対価）の決定過程に不合理な点はなく、合意された発行価格（対価）それ自体の合理性も認められることから、本子会社化の対価は妥当であると認められる。
以上より、本子会社化における交渉過程の手續の公正性は担保されているものと認められ、また、本子会社化における対価は妥当であると認められる。
- ④ 本子会社化に関し、その他、本第三者委員会が必要と認めた事項について
本第三者委員会で検証が必要と判断した事項、すなわち、Ovako株式の売買価格を決定する手續・過程の合理性の有無について、当該手續・過程に特段不合理な点はないものと認められる。

9. 本募集株式引受契約の内容

募集株式引受契約書

新日鐵住金株式会社（以下「甲」という。）と山陽特殊製鋼株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり募集株式の引受契約（以下「本募集株式引受契約」という。）を締結する。

第1条（株式の発行及び引受け）

甲は、乙が2018年8月2日開催の取締役会決議に基づき、以下の募集事項により発行する乙の株式24,012,500株（以下「本募集株式」という。）の総数を引き受ける。

- | | |
|----------------------------------|---|
| (1) 募集株式の数 | 24,012,500株 |
| (2) 払込金額 | 1株につき金2,800円 |
| (3) 払込期間 | 2018年12月1日から2019年11月30日まで |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する
事項 | (i) 資本金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額（但し、千円未満は切り上げる。）
(ii) 資本準備金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から(i)の資本金の増加額を控除した額 |

第2条 (払込み)

甲は、本募集株式について払込みを行う。

第3条 (払込みの条件)

前条の払込みまでの間に乙の事業に重大な悪影響を与える事由が生じた場合その他甲による乙の子会社化等の目的の達成に重大な支障が生じた場合には、甲は、乙との協議を経て、前条の払込みをしないことができる。

第4条 (株主総会)

乙は、2019年2月中の任意の日又は両者が別途合意する日に臨時株主総会を開催するとともに、同臨時株主総会において、本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程し、当該議案が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第206条の2第4項及び第5項に基づき可決されるために最大限の努力をするものとする。

第5条 (損害賠償)

甲及び乙は、相手方が本募集株式引受契約の前提として行った相手方に関する事項の説明内容が不実若しくは不正確であった場合、これにより生じた損害の賠償を相手方に対して請求することができるものとする。

第6条 (協議事項)

本募集株式引受契約に定めのない事項については、甲及び乙で誠実に協議の上、これを定める。

本募集株式引受契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

2018年8月2日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
新日鐵住金株式会社
代表取締役社長 進藤 孝生 ㊟

乙：兵庫県姫路市飾磨区中島3007番地
山陽特殊製鋼株式会社
代表取締役社長 樋口 眞哉 ㊟

以 上

株主様へ

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

会場

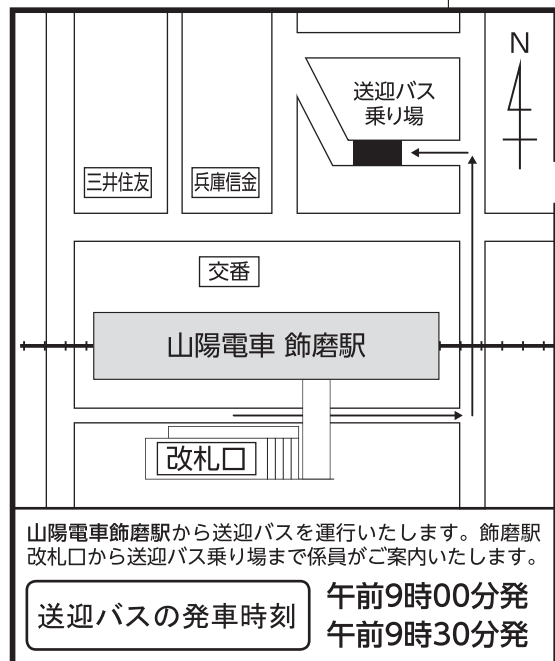
姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
山陽特殊製鋼株式会社 講堂

交通

JR 姫路駅南口から
車で約20分

姫路バイパス姫路南ランプから
南へ約4 km

[送迎バスのご案内]



山陽電車飾磨駅から送迎バスを運行いたします。飾磨駅改札口から送迎バス乗り場まで係員がご案内いたします。

送迎バスの発車時刻
午前9時00分発
午前9時30分発

